

琵琶湖・長浜 OWS 競技規則

総則

この競技規則は、琵琶湖・長浜オープンウォータースイミング主催者（以下、「主催者」という）が、競技者の安全のため、また競技会を公正で安全かつ円滑に運営するために必要な事項を定める。

第1条 競技の特性（危険性）について

(1) 出場選手は、琵琶湖・長浜オープンウォータースイミング（以下、「本大会」という）が、過酷な競技（重大な事故につながる可能性のある競技）であることを事前に理解・了解し、自己の責任のもと出場すること。

(2) 出場選手は、自己の競技経験や健康状態などを考慮した上でエントリーを行い、本大会当日の健康状態、体調に留意した上、何ら異常がない状態で本大会に出場すること。万が一、競技開始前または競技中において、体調などに何らかの異常が生じた場合、すみやかに競技の棄権または途中棄権を決断すること。

競技中に途中棄権を告げる場合、手を挙げるなどの合図によって、競技役員（監視スタッフ）に連絡すること。

(3) 出場選手、その家族および関係者は、本大会に関わる主催者および関係者・関係団体に対し、本大会開催中に発生した事故や怪我などに関する損害賠償の請求権をすべて放棄する旨を誓約書にて誓約の上、エントリーすること。

第2条 競技の特性（競技者の心得）について

(1) 本大会はタイムおよび完泳を競う水泳の競技会であり、小学3年生以上の方で、定期的に水泳の練習を行っており、参加種目の距離を完泳できる泳力があり、心身ともに健康であることを競技者の要件とする。ただし、5km日本選手権トライアルの部は、満14歳以上の方で、(公財)日本水泳連盟競技者登録完了者のみ参加可能とする。特に、3.34kmや5kmの個人種目および個人種目のダブルエントリーは、定期的に長距離の水泳の練習をしており、泳力・体力ともにあることを競技者の要件とする。また、たとえ上記の要件を満たしていたとしても、大会前日には十分な睡眠をとり飲酒を控えるようにすること。

(3) 既往症（内蔵疾患・心臓疾患・呼吸器系疾患等）のある方および何らかの原因で医師から水泳や激しいスポーツが止められている者は出場不可とする。

(4) ごみのポイ捨てや路上駐車、大会スタッフへの悪質対応、不当な行為、虚偽の申告等、スポーツマンシップに反する行動があった場合、失格とする。

(5) 年齢・性別等の虚偽申告、申込者本人以外の出場（代理出場・権利譲渡）は認めない。緊急時の救護連絡に支障をきたすこともあるため、このような行為が判明した場合、即刻失

格とし出場を中止されるばかりでなく、今後の本大会への出場は認めないものとする。

(6) その他、主催者が不相当と認める者の出場は不可とする。

第3条 安全対策について

(1) 本大会は、(公財)日本水泳連盟「オープンウォータースイミング競技に関する安全対策ガイドライン」に準じ、安全対策を講じるものとする。

(2) 湖上では、救助船・監視船等(漁船・モーターボート等)を配備し、ライフガードによる監視を行う。競技者がライフセーバーの指示に従うことで安全を確保する。

(3) 陸上からは、コース全体や競技者の位置の監視を行い、陸・湖上で無線機を利用し、適時競技者の人数を把握し、安全管理に努める。

(4) 主催者は、大会中、医療従事者を常駐させる。

(5) 大会中は、本部テントに AED および通常スポーツで使用される応急処置用の機材を置く。

第4条 ケガ・事故等について

(1) 万が一の事故については、応急処置および主催者が加入する保険の範囲内で対応し、事後の責任は一切負わないものとする。

(2) 本大会の危険性からも、各競技者が各自の責任で保険(生命保険・障害保険)に加入の上、出場されることを推奨する。

第5条 実施の判断および中止基準について

大会開催の判断は大会当日午前5時45分に決定し、ホームページにてご案内する。

本大会は雨天でも競技は決行するが、以下に当てはまる場合は中止とする。

(1) 琵琶湖の水温が18度以下もしくは32度以上の場合

(2) 風速が10m以上あるか、それに同等するような白波がたったり強風が吹く恐れがあったりして危険と判断される場合

(3) 雨や霧などにより著しく視界が悪い場合や、雷などにより競技者の安全が確保できないと判断された場合

(4) 台風・地震など自然災害が発生した場合

(5) 所轄の警察署、消防署等による中止勧告があった場合

(6) その他、審判長が競技者の安全を第一に考え、競技の続行が不能であると判断した場合

なお、大会の進行状況に関わらず、事故が発生した際には、それ以降の競技を中止し大会を中止する場合がある。

第6条 競技者の禁止事項

(1) 競技者はアルコール類を飲んで出場したり、法律で禁止されている薬物や刺激物を競技のために用いて出場してはならない。万が一、競技前および競技中において、このような行為やこのような状態が判明した場合、即時失格とし出場を中止されるばかりでなく、今後の本大会への出場は認めないものとする。

第7条 競技役員の権限

(1) 競技役員は、競技規則に違反したり、大会運営を妨害したり、大会出場者の生命に危険を及ぼしたりする恐れのある競技者を棄権・失格・退場にさせる権限を保有する。競技役員がその権限を行使した場合、本人またはそのチームは失格となり、競技を続行できないものとする。

第8条 競技中の競技者への支援

(1) 本大会は、主催者の承認なしに個人的な伴泳、飲食物の供与およびボート等による支援など一切の援助を受けることはできないものとする。

第9条 水着等競技中の服装について

(1) 5km 日本選手権トライアルの部では、(公財)日本水泳連盟「オープンウォータースイミング競技規則」に準じ、FINA 公認水着を着用しなければならない。

ウエットスーツは、水温が 20 度以上では着用不可。

(2) 5km 日本選手権トライアルの部以外 (以下、「一般の部」という) は、体温の保温や日焼けによる疲労、藻や海洋生物などから身を守るといった観点から、FINA やマスターズ水泳等では禁止されているロング水着やバイオラバー系の水着等の高速水着、ラッシュガード (重ね着も可) の着用も可能とする。水温が 24 度未満の場合、ウエットスーツは着用可能とする。水温が 24 度以上の場合、ウエットスーツは着用不可とする。ただし、競技者の判断により着用して出場することは可能だが、順位・入賞の対象にはならないものとする。着用者は競技前に必ず本部へ申告すること。

また、競技者の判断により、主催者指定の浮きを装着して出場することが可能とする。

(3) 本大会では、競技者の安全確保および他の競技者の安全確保のため、プルブイ、キックボード、フィン、シュノーケル等の浮具類の使用は一切できないものとする。

(4) 本大会では、主催者指定のスイムキャップを使用するものとする。ただし、ラテックスアレルギー等により使用できない競技者は、大会当日必ず本部へ申告の上、私用のキャップを使うこととする。

第10条 ウォームアップについて

(1) 全体ウォームアップの際は、ライフガードおよび競技役員がウォームアップ区域を指定するので、指示に従ってウォームアップを行うこと。

(1) 全体ウォームアップ以降については、指定された区域内でスイムキャップを取り、自己責任においてウォームアップを行うこと。

第 11 条 競技種目とコース・安全上の制限時間について

(1) 個人種目は 500m、1km、3.34km、5km および 5km 日本選手権トライアルの部とする。団体種目（リレー）は 500m×4 名とする。なお、天候等の影響を受け、コースや距離が変更になる場合がある。

(2) 本大会は参加者全員が安全に競技を終了するための目標時間として、制限時間を設ける。制限時間以内でも、審判長およびライフガードが安全確保上必要と判断した場合は、退水を告知する場合がある。また、制限時間を過ぎても、競技者が安全に確実にフィニッシュできると判断した場合、そのまま競技を続行することがある。制限時間による途中退水か続行かの判断は、審判長にゆだねられているものとする。

(3) 個人種目 500m は、三角形に作られたコースを 1 周してゴールするコースとし、制限時間は 30 分とする。個人種目 1km は、三角形に作られたコースを 2 周（500m×2 周）してゴールするコースとし、制限時間は 45 分とする。個人種目 3.34km は、四角形に作られたコースを 2 周（1670m×2 周）してゴールするコースとし、制限時間は 1 時間 45 分（周回制限は 50 分）とする。個人種目 5km および 5km 日本選手権トライアルの部は、四角形に作られたコースを 3 周（1670m×3 周）してゴールするコースとし、制限時間は 2 時間 40 分（周回制限は 3.34km を 1 時間 35 分）とする。団体種目 500m×4 名リレーは、三角形に作られたコースを 1 人 1 周、陸上でタッチし次の泳者につなぎ合計 4 名で 4 周（500m×4 周）してゴールするコースとし、制限時間は 1 時間とする。

第 12 条 出場種目数について

競技者は、500m・1km・3.34km・5km・5km 日本選手権トライアルの部のいずれかの個人 2 種目と、団体 1 種目（リレー）の合計 3 種目まで出場可能とする。ただし、3.34km・5km および 5km 日本選手権トライアルの部は同時スタートのため、両方へのエントリーは不可とする。

第 13 条 スタートおよびフィニッシュについて

(1) 5km 日本選手権トライアルの部のスタートは、フローティングスタート（水中スタート）とする。一般の部のスタートは、水中に膝まで入ったスタートとする。

(2) 男女種目別に出場者 100 名までは一斉スタートとする。100 名を超えた場合には分割スタート方式とする。ただし、分割スタートについては、会場の状況から審判長が判断する。

(3) スタートの合図はホーン、号砲、笛、ブザーなどで出発合図員が行う。

(4) フライングは 1 回で失格とする。競技のやり直しは行わない。

(5) フィニッシュ地点は水際から 5～20m ほど砂地を上がった場所に設置する。

(6) フィニッシュ地点に設置した感知センサーの通過と計測テントでの本人確認によってフィニッシュとする。フィニッシュ判定用のタッチ板は使用しない。

第14条 異議申し立ての手続き

(1) 競技役員の決定または他の競技者の行為に対して異議申し立てを希望する競技者は、競技終了後30分以内に審判長へ申し立てることができる。

タイムについての異議申し立ては、速報掲示後30分以内に異議を申し立てることができる。

(2) 審判長は、関係者を召集し、異議申し立てに対して検討し、申し立てた競技者へ裁定結果を通知する。この裁定の最終権限は審判長が有するものとする。

第15条 計測方法と途中棄権について

(1) 競技の計測はすべてコンピュータによる自動計測システムを採用し、あらかじめゴール地点に設置されたセンサーを感知して計測する。

(2) 途中棄権の競技者は、必ず本部にて棄権したことを通告すること。

第16条 表彰および入賞について

(1) 個人種目500mは、総合男女別1～3位までを入賞とし表彰する。年齢区分別の入賞は設けない。

(2) 個人種目1km・3.34km・5kmは、総合男女別1～3位までを入賞とし表彰する。また、各年齢区分の男女別1～3位までを入賞とする。ただし、総合入賞した場合、年齢区分別入賞の対象外とする。

(3) 個人種目5km日本選手権トライアルの部は、総合男女別1～3位までを入賞とし表彰し、次回の日本選手権水泳競技大会OWS競技の出場権を付与する。

(4) 団体種目500m×4名リレーは、総合1～3位までを入賞とし表彰する。また、各年齢区分の1～3位までを入賞とする。

第17条 年齢区分について

(1) 年齢区分の決定は、本大会開催年の満年齢（12月31日時点の年齢）とする。

個人種目：18歳以下・19-24歳・25-29歳・30-34歳・35-39歳・40-44歳・45-49歳・50-54歳・55-59歳・60-64歳・65-69歳・70-74歳・75-79歳・80歳以上

団体種目：4名の合計年齢・119歳以下・120-159歳・160-199歳・200-239歳・240歳以上

第18条 完泳証について

(1) 当日競技終了後、記録が確定した時点で、紙面あるいはデータ（インターネットからのダウンロード）の形式で完泳者全員に完泳証を発行する。

第19条 個人情報の取り扱いについて

- (1) 主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱う。
- (2) エントリー時に登録された個人情報のうち、完泳者の氏名、県、市町村名、記録は、大会が存続する限り保管され、テレビ、新聞、雑誌、インターネットへ掲載する場合がある。
- (3) エントリー時に登録された個人情報は、登録情報の確認、本大会に関する通知、記録の計測、次回大会の案内送付のために使用する。
- (4) エントリー時に登録された個人情報のうち、氏名、年齢、県名、所属を大会プログラムに掲載する。
- (5) エントリー時に登録された上記以外の個人情報は、次回大会のエントリー受付開始日をもって廃棄する。
- (6) 大会の映像・写真・記事・記録等において、氏名・年齢・性別・肖像等の個人情報を新聞・テレビ・ポスター・プログラム等に報道・掲載・利用させていただく場合がある。また、その掲載権・使用权は主催者に属することとする。

第20条 その他

- (1) 競技参加のマナーを守り、他の参加者やスタッフ、沿道周辺住民への配慮を心がけること。
- (2) 参加料は、申込後のキャンセル、当日の不参加、天災等による大会の開催中止、途中での大会中止などいかなる理由があっても返金しないこととする。
- (3) ご宿泊の予約に関しては、申込後のキャンセル、当日の不参加、天災等による大会の開催中止、途中での大会中止などいかなる理由があっても主催者は一切責任を負わないものとする。予約後の宿泊キャンセルに関しては、各宿泊施設の規定に従っていただくこととする。
- (4) 個人の荷物および貴重品などは参加者各自の責任において管理すること。事故や盗難が発生したとしても、主催者は一切の賠償責任を負わないものとする。
- (5) 駐車場の利用においては、駐車場の管理者が定めた規則に従うこと。駐車場における事故や窃盗等のトラブルについては、主催者は一切の賠償責任を負わないものとする。

【改正】

2022年5月23日（8月1日施行）